

「宮城県飲酒運転根絶に関する条例 改正案」に対する御意見（パブリックコメント）の募集結果と御意見に対する
宮城県議会の考え方について

令和6年12月4日

宮城県議会では、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例 改正案」について、令和6年10月4日から11月5日までの間、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、3通計5件の貴重な御意見を頂きました。

頂きました御意見につきましては、条例案の検討の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見に対する本県議会の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

| No. | 該当条項 | 御意見の内容 | 県議会の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| 1 | 第2条 (定義) | <p>改正部分の(定義)第二条第二号の「自動車等」の定義に「自転車」の追加だけでなく、「電動キックボード」も加えていただきたい。</p> <p>(提案理由) 昨年、電動キックボードが「特定小型原動機付自転車」として定義され、街中ではレンタル&シェア等も相まって、その手軽さから存在がかなり目立つようになってきました。 現在は若者中心の利用が多く見られますが、その保安基準の構造内容を見ますと、今後は中高年層だけでなく、免許返納後の高齢者への普及が必然となることは明白です。その手軽さからの飲酒運転と重大事故の発生が懸念されます。 今回の条例改正を機に、電動キックボード利用者に、強く「飲酒運転を阻止」させるためにも、今回の条例改正の内容に加える必要性を強くご提案いたします。</p> | <p>電動キックボードは、道路交通法上「原動機付自転車」に該当します。本条例において、「原動機付自転車」は、「自動車等」に含まれていることから、対象となっております。</p> |
| 2 | 第2条 (定義) | <p>法改正により自転車のみ変更となっているが、LUUP等の電動で動く乗り物等も飲酒運転根絶を強く推進する県としてぜひ条例に追加して欲しい。</p> | <p>電動バイク、電動スクーター、ペダル付き原動機付自転車(モペット)及び電動キックボードは、道路交通法上、「自動車(自動二輪車)」又は「原動機付自転車」に該当し、いずれも本条例において「自動車等」に含まれていることから対象となっております。 また、電動アシスト自転車は、「自転車」に該当するため、今回の条例改正により対象となります。</p> |

| No. | 該当条項 | 御意見の内容 | 県議会の考え方 |
|-----|---------------------|--|---|
| 3 | 第3条～ 第8条 (責務) | <p>改正部分の (責務) に (レンタル・シェア業者の責務) を同責務の内容と同等内容にて追加することをご提案いたします。</p> <p>(提案理由)</p> <p>東北の中でも宮城県は観光客が多く、近年では海外からのインバウンド需要が多く、その質は多国籍化しております。観光客の手軽な近距離の移動手段として、電動アシスト自転車や電動キックボードのレンタル&シェアが普及してきました。加えて、学生都市である仙台市内では学生達のレンタル需要も目立ってきております。</p> <p>レンタル&シェアサイクル事業者に対し、貸借時の初期対応における契約や取扱説明に飲酒運転禁止の指導・誓約内容さらにバイリンガルも含めて対応ができれば、実効性に大きく寄与するものと考えます。</p> | <p>本条例の第4条において、レンタル・シェアサイクル事業者を含む県民の責務として「飲酒運転をさせないこと。」を規定しております。</p> <p>なお、レンタル・シェアサイクル事業者の責務として別途、規定するかどうかについては、他県の条例等を勘案しながら、今後、検討してまいります。</p> |
| 4 | 全般 | <p>今回の条例改正を、より実効性の有るものとするために、条例の中に出てくる「努める」という表現をあえて「尽力する」という表現に変える。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在、法的表現としての「努力義務」という言葉は、一般社会に於いて、多くの県民の捉え方の例を挙げますと、自転車ヘルメットの着用に見られる通り「まだ完全に義務化されていないのだから、そのうち対応すれば良い。今はまだ着用しなくても・・・」という、ご都合主義優先の考え方がはびこり、なかなか普及していないのが現状です。</p> <p>他方で、それを推進しなければいけない各団体の長において、残念ながら一部の学校等に見られる、「本校では交通安全の通知文書の中に、努めるように記載しております」と、通知だけの努力パフォーマンスで済ませている学校を、私の活動の中でも見受けるのが現状です。</p> <p>既存の「宮城県自転車安全利用条例」を構成する文章の中には、広く多階層の団体長の立場から安全政策内容を推進できる仕組みが記されているものの、「努力義務」という一段弱い表現により、なかなか実効性に結びつかない現実があります。</p> <p>今回の条例を、より実効性につながる捉え方をしてもらうためにも「努力義務」の「努める」という表現を脱却して、同義語ながら「飲酒運転根絶」の本気度を出す、より語気の強い「尽力する」に表現を変えてみてはいかがでしょうか。</p> | <p>努力義務の表現については、現行条例の表現が一般的であることから、改正はしないことといたします。</p> <p>なお、努力義務に係る県民の理解促進については、重要な観点と認識しており、施策実施の参考となるよう、県執行部にお伝えします。</p> |

| No. | 該当条項 | 御意見の内容 | 県議会の考え方 |
|-----|------|---|--------------------|
| 5 | 全般 | <p>自転車も含むべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国と県において、統一を図る。 2 自転車も本来、車両に該当する。 3 自転車事故が多いことから、各種安全教育が重要である。 4 自転車の酒酔い運転のみならず、酒気帯び運転についても飲酒運転していることには変わらないことから、飲酒運転根絶の意味からも当然自転車も含むべきである。 | 御意見を頂き、ありがとうございます。 |

(お問い合わせ先：宮城県議会事務局政務調査課政策法令班 電話番号：022-211-3593 (直通))